

訪問看護ステーションゆっくり富士
介護保険訪問看護・介護予防訪問看護料金表

	項目	単位	7級地 (10.21円)	自己負担額1割	自己負担額2割	自己負担額3割
訪問看護	20分未満	314	3,205	321	641	962
	30分未満	471	4,808	481	962	1,442
	30分以上1時間未満	823	8,402	840	1,680	2,521
	1時間以上1時間30分未満 (准看護師が訪問した場合→それぞれの所定単位数×90/100)	1128	11,516	1,152	2,303	3,455
訪問看護 予防	20分未満	303	3,093	309	619	928
	30分未満	451	4,604	460	921	1,381
	30分以上1時間未満	794	8,106	811	1,621	2,432
	1時間以上1時間30分未満 (准看護師が訪問した場合→それぞれの所定単位数×90/100)	1090	11,128	1,113	2,226	3,338
加算	緊急時訪問看護加算	574	5,861	586	1,172	1,758
	同時に複数の看護師等が行った場合					
	所要時間30分未満	254	2,593	259	519	779
	所要時間30分以上	402	4,104	410	821	1,231
	看護師等と看護補助者が訪問看護を行う					
	所要時間30分未満	201	2,052	205	410	616
	所要時間30分以上	317	3,237	324	647	971
初回加算	300	3,063	306	613	919	
退院時共同指導加算	600	6,126	613	1,225	1,838	
夜間または早朝、深夜のサービス提供		夜間又は早朝→所定単位数 +25/100 深夜→所定単位数 +50/100				
保険外	エンゼルケア(ご希望により死後の処置を行った場合)		20,000			

* 表記金額は10割負担の金額です。

* 主要な項目を大きな表示にしています。

令和6年6月より

訪問看護ステーションゆっくり富士
訪問看護(医療保険)料金表

項目	料金(円)	項目	料金(円)
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)		訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
◇保健師・看護師または作業療法士による訪問		◇保健師・助産師または看護師による訪問	
(週3日目まで 30分以上の場合)	5,550	(週3日目まで)	5,550
		(週4日目以降)	6,550
◇准看護師による訪問		◇准看護師による訪問	
(週3日目まで 30分以上の場合)	5,050	(週3日目まで)	5,050
		(週4日目以降)	6,050
訪問看護管理療養費		訪問看護基本療養費(Ⅱ)(同一建物居住者)	
①月の初日の訪問	7,670	◇保健師・助産師または看護師による訪問	
②月の2日目以降の訪問	2,500	①同一日に2人 (週3日目まで)	5,550
		(週4日目以降)	6,550
		②同一日に3人以上(週3日目まで)	2,780
		(週4日目以降)	3,280
24時間対応体制加算(月1回)	6,800	◇准看護師による訪問	
訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500	①同一日に2人 (週3日目まで)	5,050
退院時共同指導加算	8,000	(週4日目以降)	6,050
退院支援指導加算	6,000	②同一日に3人以上(週3日目まで)	2,530
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(月1回)	780	(週4日目以降)	3,030
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50	訪問看護基本療養費(Ⅲ)(外泊時)	8,500
複数名精神科訪問看護加算		精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
◇保健師、看護師または作業療法士の場合		◇保健師・看護師または作業療法士による訪問	
・1日1回の場合 同一建物内1人	4,500	(週3日目まで 30分未満の場合)	4,250
同一建物内2人	4,500	(週4日目以降 30分以上の場合)	6,550
同一建物内3人以上	4,000	(週4日目以降 30分未満の場合)	5,100
◇准看護師の場合		◇准看護師による訪問	
・1日1回の場合 同一建物内1人	3,800	(週3日目まで 30分未満の場合)	3,870
同一建物内2人	3,800	(週4日目以降 30分以上の場合)	6,050
同一建物内3人以上	3,400	(週4日目以降 30分未満の場合)	4,720
◇看護補助者または精神保健福祉士の場合		精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)(同一建物)	
同一建物内1人	3,000	◇保健師・看護師または作業療法士による場合	
同一建物内2人	3,000	①同一日に2人 (週3日目まで 30分以上)	5,550
同一建物内3人以上	2,700	(週3日目まで 30分未満)	4,250
緊急訪問看護加算(月14回目まで)	2,650	(週4日目以降 30分以上)	6,550
緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000	(週4日目以降 30分未満)	5,100
長時間訪問加算	5,200	②同一日に3人以上(週3日目まで 30分以上)	2,780
乳幼児加算(6歳未満)	1,300	(週3日目まで 30分未満)	2,130
乳幼児加算(6歳未満)厚生労働大臣が定めるもの	1,800	(週4日目以降 30分以上)	3,280
夜間・早朝訪問看護加算(6～8時・18時～22時)	2,100	(週4日目以降 30分未満)	2,550
深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200	◇准看護師による場合	
精神科重症患者支援管理連携加算		①同一日に2人 (週3日目まで 30分以上)	5,050
(精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者)	8,400	(週3日目まで 30分未満)	3,870
(精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者)	5,800	(週4日目以降 30分以上)	6,050
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)(外泊時)	8,500	(週4日目以降 30分未満)	4,720
在宅患者連携指導加算	3,000	②同一日に3人以上(週3日目まで 30分以上)	2,530
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	(週3日目まで 30分未満)	1,940
		(週4日目以降 30分以上)	3,030
		(週4日目以降 30分未満)	2,360
		特別管理加算	2,500

* 表記金額は10割負担の金額です。

* 主要な項目を大きな表示にしています。